

# 川内川市街部左岸地区堤防の 質的強化対策工事について

国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所では、川内川左岸向田地区堤防の肥薩おれんじ鉄道橋～開戸橋（L＝約1.1km）までの間の堤防強化対策工事を実施することとしています。【下図参照】  
（工事期間：平成21年10月～22年5月を予定）

また、市においても同工事に併せ、国や地域の皆さまと連携して、河川の利活用計画を定め、まちと水辺が融合した良好な空間形成の推進を図ることとしています。  
ここで、向田地区の堤防強化対策工事の概要について紹介します。



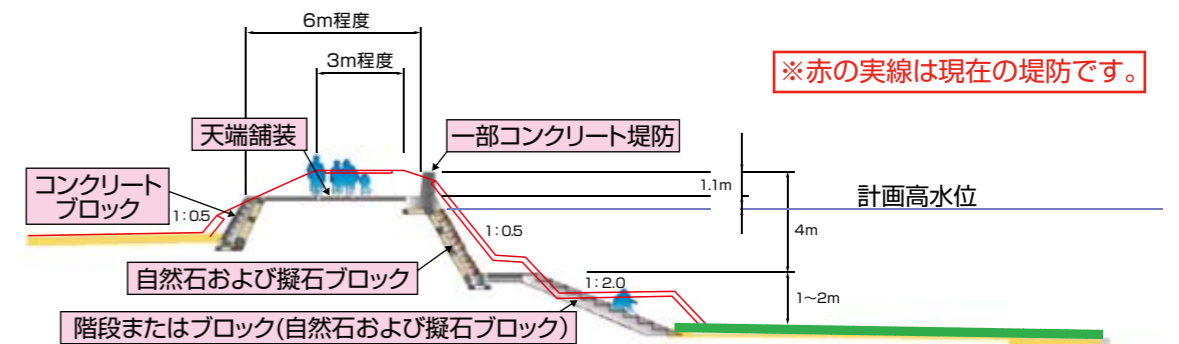
**堤防強化対策工事区間**  
※用地買収は伴いません。  
※既存堤防を開削し、新しい堤防を造った上に自然石などで被覆します。

## 整備の効果として…

- 堤防の全体をコンクリートや自然石などで覆うことで、浸透に対する安全性を確保します。  
＝老朽化が進んでいた堤防のすべり破壊に対する安全率が高まります
- 現在の堤防の上部をコンクリート壁の構造にすることで堤防天端幅が広がります。  
＝3m程度の幅が、広いところでは6m以上になる場所もあり、水防活動や活用スペースとして利用できます
- 堤防整備に伴い、護岸や坂路、高水敷などの有効利用が可能となります。  
＝護岸タイプを自然石や階段形式などにする事で、景観への配慮や親水空間として利用できます



## 標準断面図 (イメージ図)



※赤の実線は現在の堤防です。



工事中はご迷惑をおかけしますが、川内川市街部の治水安全度の向上および良好な河川空間や景観の創出に向けて市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問合先 ■ 国土交通省川内川河川事務所 川内出張所 ☎0996(20)2517 ■ 本庁建設政策課 (内線 3121)



守ろうよ 未来を見つめる  
小さなひとみ



毎年11月は、児童虐待防止推進月間です。

「虐待」とは、**保護者**（親権を行う者、未成年後見人そのほかの者で、児童を現に監護するもの）がその監護する**児童（18歳に満たない者）**について、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト（育児放棄）・心理的虐待に係る行為を行うことを言います。  
また、「しつけ」のつもりで行った行為でも、子どもの心に

深い傷を残すだけでなく、貴重な生命を奪ってしまうこともありま。虐待であるか否かは、子どもの視点に立ち、子ども自身が苦痛に感じているか、といった観点から判断されなければなりません。子どもからの小さなサインでも大人たちが受け止め、発生を未然に防ぐことが大切です。

## 児童虐待の定義

①**身体的虐待**  
一方的に殴る・ける、投げ落とすなどの暴力を振るう、食事を与えない、タバコの火を押し付けるなど、子どもの体に外傷や影響をさせたり、冬に戸外に締め出す、身体を拘束するなどの行為

②**性的虐待**  
性的行為の強要、性器や性行為を見せる、ポルノグラフィーの被写体にするなどの行為

③**ネグレクト(教育・育児放棄)**  
子どもの意思に反して学校などへ行かせない、病気になっても病院に連れて行かない、ひどく不潔にするなど子どもの心身の正常な発達を妨げ、監護を怠るなどの行為

④**心理的虐待**  
言葉による脅し、無視、拒否、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前でのDV(夫やパートナーからの暴力)などで、著しい心理的外傷を与えるなどの行為

## 児童虐待の現状

本市における児童虐待に関する相談件数は、平成20年度に寄せられた家庭・児童に関する相談延べ件数376件のうち、138件であり、4割弱を占めています。しかし、実際にはその何倍もの児童虐待が潜在的に行われていると考えられます。  
近年の核家族化による「育児の孤立化」や地域における連帯意識の希薄化が児童虐待を密室化させています。また、「しつけ」と「虐待」の区別が難しいことなどを「児童虐待防止」への取り組みを複雑にしています。

## 本市の取り組み

本市では、警察・医療機関・小中学校・幼稚園・保育園・民生委員など20団体で構成する「要保護児童対策地域協議会」を

## 子どもを虐待から 守るための五カ条

- ①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)
- ②「しつけのつもり…」は言い訳
- ③一人で抱え込まない(まずは、相談する)
- ④親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
- ⑤虐待はあなたの周りで起こっている(虐待は特別なことではない)

## 虐待かな?と思ったら…

- 通告・相談窓口について
- ▼ 相談専用電話・ファクス
  - ☎0996(20)6343
  - ☎0996(23)5088
- ▼ 本庁子育て支援課直通
  - ☎0996(22)8115 (音声案内後2350)

- 子育て・子ども・妊婦の相談
- 市民健康課健康指導グループ
  - ☎0996(22)8811
- 子どものあらゆる相談
- 児童総合相談センター
  - ☎099(264)3003
- 不登校・知的障害など
- 県総合教育センター
  - ☎099(294)2311
- 差別・いじめなど人権相談
  - ☎099(259)7830